

令和4年度 一般廃棄物処理業者講習会

環境局生活環境部
廃棄物指導課
処理業許可係

一般廃棄物処理業者に 求められること

一般廃棄物処理基準(収集運搬・処分)

廃棄物処理法施行令第3条第1号・2号

(収集運搬・処分)

- ① 飛散流出の防止
- ② 悪臭・騒音・振動による生活環境保全上の支障防止措置

(収集運搬・処分のための施設)

- ③ 生活環境保全上の支障防止措置
(運搬車、運搬容器等)
- ④ 飛散流出防止・悪臭防止

一般廃棄物処理基準(保管)

廃棄物処理法施行令第3条第1号

①保管の場所から一般廃棄物が**飛散・流出・地下浸透・悪臭発散**することの防止措置

- ・汚水の流出防止のための排水設備
- ・ねずみや害虫の発生の防止

②保管要件

- ・保管場所の周囲に囲いを設ける
- ・掲示板を設ける
- ・積み上げた廃棄物の高さを基準以下にする

実際にあった苦情

- ・ホッパードアが開けっぱなしで塵芥車が走行している(飛散流出)
- ・塵芥車が猛スピードでカーブを曲がり、ごみ汁をたらしている

パッカー車が私有地に止めてあり、臭いが酷い(悪臭)

早朝の収集作業やパッカー車の巻き込み音がうるさい(騒音)

運転マナー編

- ・塵芥車が危険な運転をしていて怖い思いをした
- ・スピードを出して危険運転している塵芥車がいた

処理基準を守るために

従業員への教育が重要です

(運搬車両)

- 走行時はホッパードアを閉める (飛散流出防止)
- スピードを出しすぎない (飛散流出防止)
- こまめに洗車する (悪臭対策)
- 路肩や私有地に長時間駐車しない (悪臭対策)
- 作業員が離れている間はエンジンを切る (騒音対策)

等々

処理基準を守るために

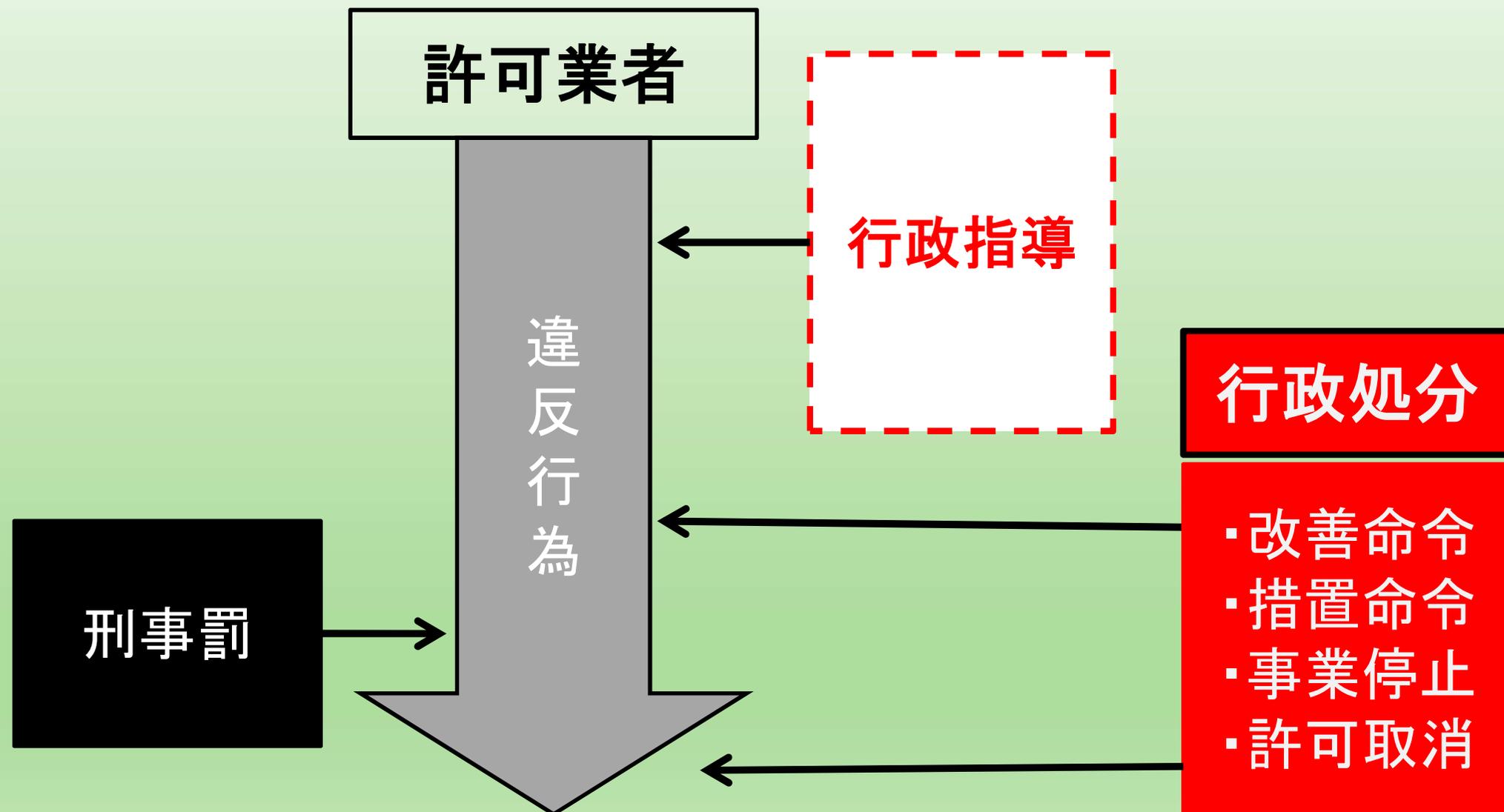
従業員への教育が重要です

(運搬・処分)

- 低騒音の車両や重機を使用する (騒音対策)
- こまめに散水を行う (飛散対策)
- 積替え保管業者と処分業者は 保管容量を守る
(飛散対策)
- 常に飛散・流出・悪臭対策を行う

等々

処理基準に違反すると？



行政処分（不利益処分）

改善命令

法第19条の3第1号

処理基準に適合しない処理が行われた場合、期限を定めて処理方法の変更など必要な措置を求める

措置命令

法第19条の4第1項

処理基準に適合しない処理が行われかつ生活環境の保全に支障を生じている又は生じる恐れがある場合、期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を求める

事業停止

法第7条の3

違反行為の改善に係る行政指導に従わなかったとき等になされる

許可取消

法第7条の4

重大な違反行為などがあつた時や欠格要件に該当した時等になされる

各都道府県知事・各政令市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和元年末にWHOから中国・武漢市における確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し、我が国においても令和2年1月に感染者が確認され、その後感染が拡大した結果、緊急事態宣言が発出されて外出や経済活動の自粛等が求められるに至りました。

そうした状況にあっても、廃棄物の処理業者やその他の廃棄物の処理に関わる事業者は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられており、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。さらに、緊急事態宣言が解除された現在にあっても、引き続き感染拡大防止に向けた対策を行っていく必要があります。

これまで、廃棄物処理における新型コロナウイルス対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）」（令和2年1月30日付環循適発第20013010号・環循規発第20013027号環境省環境再生・資源循環局長通知）により、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）の内容を準拠するよう通知していたところですが、今後新たに、別添のとおり、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめました。

つきましては、本ガイドラインを貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市町村に対して周知するとともに、その内容を踏まえた必要な対策等が徹底されることにより、貴管下の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺憾なきようお願いいたします。また、本ガイドラインは環境省ウェブサイトに掲載していますので、周知の際に御活用ください。

廃棄物の処理業者やその他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられており、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。

今後とも、一般廃棄物の適正な処理を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上にご協力をよろしくお願ひします。

ご参考

廃棄物指導課から事業者の皆様へ

許可に関することや新型コロナウイルス関連のご案内を市ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

The screenshot shows the Kawasaki City homepage with the 'Waste Management' section highlighted. The main heading is '廃棄物指導課からのお知らせ' (Information from the Waste Management Section). Below it, there are several news items with dates, such as '新しいお知らせ' (New Information) dated 2022年10月31日, and '電子マニフェスト操作研修会を開催します' (We will hold an online manifest operation training session) dated 2022年11月13日. There is also a contact information box with the phone number 044-200-3939 and a chatbot icon.

The screenshot shows the Kawasaki City homepage with the 'General Waste Processor' section highlighted. The main heading is '一般廃棄物処理業者' (General Waste Processor). Below it, there are several news items with dates, such as '一般廃棄物処理業の許可申請について' (About the application for a general waste processor license) dated 2022年10月11日, and '令和3年度一般廃棄物処理業者講習会について' (About the 2021 general waste processor training session) dated 2022年8月10日. There is also a contact information box with the phone number 044-200-3939 and a chatbot icon.